

小規模特認校制度について

- 少人数の学校で、自然環境の活用や地域住民との交流など、特色ある学校運営を行い、一定の条件のもとで、他の通学区域からの通学を許可する制度です。
- 少人数の学校へ大規模校区からの通学を認めることにより、統廃合に拠らない学校規模の適正化を図ろうとする方法です。

1 美濃加茂市における小規模特認校

- 自然環境や地域の歴史、文化、人材を生かした特色ある学校運営を行っている学校
- 学校規模150人以下
- 現在または将来に複式学級の可能性がある学校
- 小規模校のメリットを生かした学校づくりを特徴としている学校
⇒ 伊深小学校、三和小学校

2 小規模特認校への通学に関する諸条件

- (1) 募集定員
 - 在校生と合わせて1学年最大17人（多くなったら抽選）
- (2) 保護者の賛同
 - 学校の教育方針を理解し、PTA活動に積極的に参加できる
- (3) 通学方法
 - 保護者の責任と負担（※ あい愛バスでの通学も可）
- (4) 在学期間
 - 原則卒業まで
- (5) 卒業後の進路
 - 居住地の中学校が基本、希望による小規模特認校の中学校も可
- (6) 募集の条件
 - 遠距離通学及び体験学習等に耐えられる健康な児童で、特認校の地域の子ども会や行事に進んで参加できること
- (7) その他
 - 原則年度当初からの通学